



第 8 回 会計制度と監査

(正確な会計情報とフィルター)

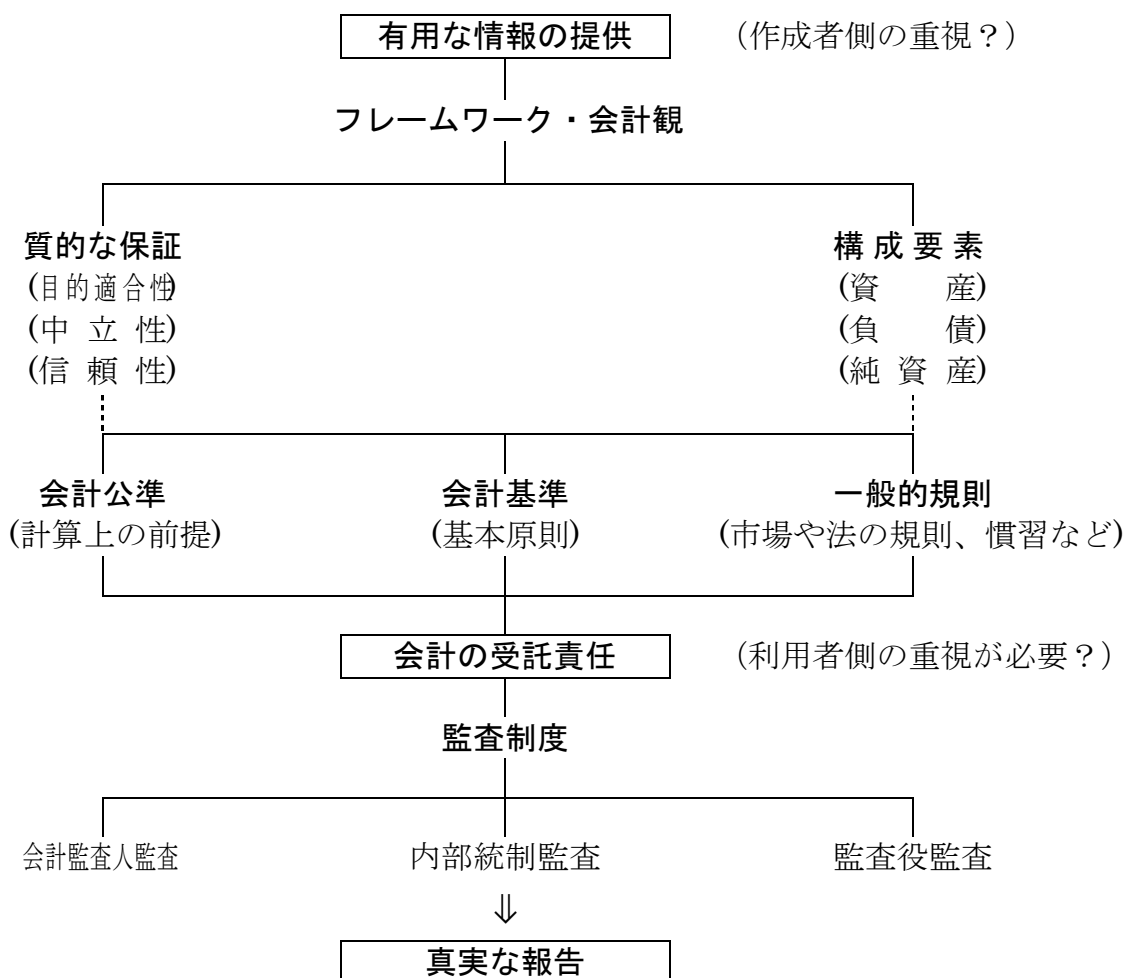
会計と経営のブラッシュアップ
平成 24 年 11 月 19 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論ⅠⅡ 佐藤信彦外著 H23 年 4 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 9 版 伊藤邦雄著 H24.3 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験論文式財務諸表論第 5 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

I. 適正なフィルターにより正確化する会計情報

- | | | |
|---------|-----------|-------------|
| ①国際会計基準 | — 金融商品取引法 | — 内部統制制度 |
| ②会社法 | — 大会社の会計 | — 中小企業の会計指針 |
| ③監査制度 | — 会計監査人監査 | — 監査役監査 |

1. 会計の基礎的前提 (各フィルターを経て正確な報告がされる)



本レジュメはブラッシュアップ日毎にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>

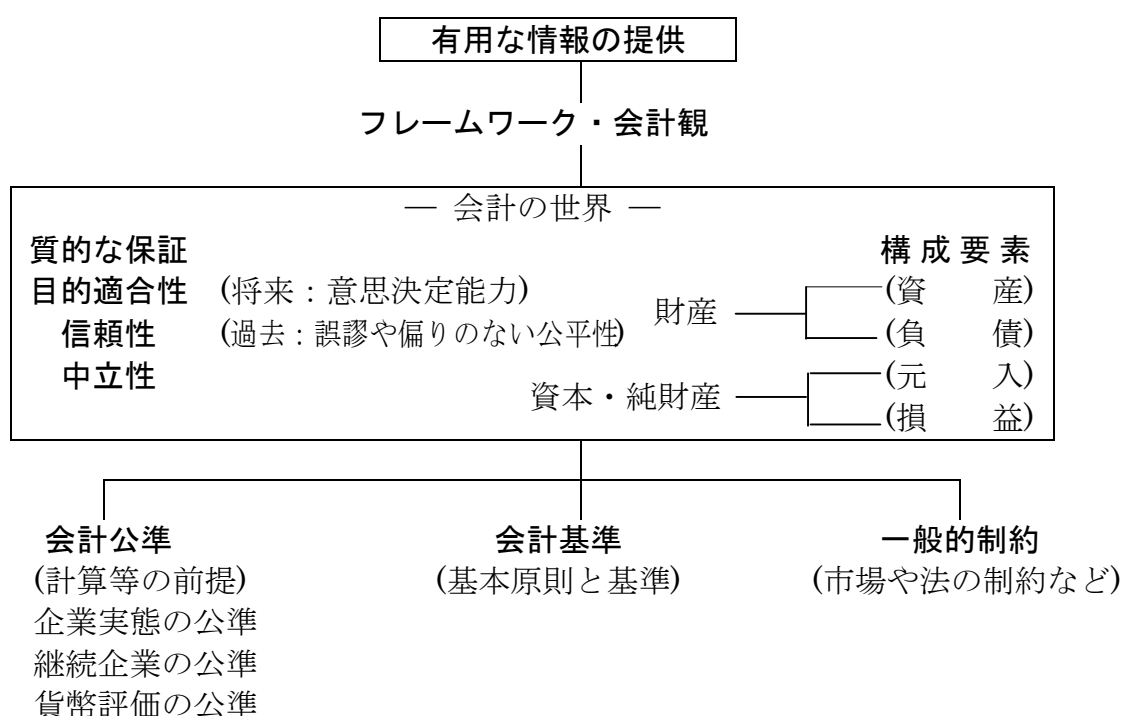


山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

2. 会計の目的と会計の枠組（概念フレームワーク）

- (1) 会計の目的は利用者に**信頼性**と**有用な財務情報**を提供することである。
- (2) 会計の目的に従った**会計観(大きな枠組)**が必要であり、それを財務会計の**概念フレームワーク**という。これは会計の世界である。
- (3) 財務会計の概念フレームワークの大枠の下に**会計公準**を前提とし、計算等のルールである**会計基準等**が形成される
会計基準は、独立した基準の寄せ集めではなく、ひとつの大きなフレームワークの一環として作られる必要がある。

企業活動の数値化を取り巻く構図(私のイメージ)



(4) 財務報告の目的

IFRS は**財政状態**を重視し、B/S（財政状態計算書）を起点として、P/L（包括損益計算書）の説明を経て財政状態を考える**資産負債観**を持っている。企業自体の観点から、資金提供者などの投資意思決定における有用性に資する財務報告を目的とする（**企業主体論**）
企業価値（時価評価）を重視した**将来思考**と言える。

一方、日本の会計は**財政状態**よりも**経営成果**と**投資ポジション**を重視する。投資ポジションでは、その投資がリスクから解放された時点で、業績（投資の効果）を認識するという**純利益（業績）**を重視している。投資ポジションとは何か、経営成果の累積又は純財産と考えるのか。
 （未実現利益、評価差額金など）

3. 会計公準

会計実務において暗黙のうちに承認されている基本的な会計上の前提であり、会計基準の変更はこの会計公準の枠内で行われる。(仮定)
一般的なものとして、次のものがある。

- ①企業実態の公準
- ②貨幣的評価の公準
- ③会計期間の公準

①企業実態の公準

株主、事業主から切り離されて会計が行われる**企業そのもの**の存在を仮定するという前提である。

企業そのものとは**独立の法人格を持った法的実体**であり、株主や事業主とは切り離された「企業の会計」を行うということである。

②貨幣的評価の公準

すべての会計行為の成果は**貨幣という測定単位**によって行われる。

人的資源、経営者の能力等は企業活動に欠かすことのできない重要な企業価値であるが、それらを貨幣価値で客観的に評価することはできず、貸借対照表に計上できない(会計対象にならない)という問題もある。

③会計期間の公準

企業は**永続**するものと仮定され、**一定期間で区切**らなければ、企業の経営成績と財政状態を報告することはできない。会計期間の公準は、企業活動の成果報告を一定の期間に区切ることをいう。

4. 会計基準の意義

例えば、日本では企業会計原則

一般に認められた会計原則（GAAP）とは、1つには権威ある会計基準の設定機関によって設定されたルールであること。いま1つは長年にわたり会計実務で培われ熟成されてきた慣習 **経験の蒸留** であること。

日本の企業会計の根幹となる重要なルール

企業の財政状態と経営成績の適正表示をするための会計的な慣習

(1) 真実性の原則と重要性の原則

相対的真実性と重要度の勘案

会計プロセスの妥当性と結果の正確性

(2) 正規の簿記の原則

正確な会計帳簿の作成の必要性

(3) 資本取引・損益取引区分の原則

資本とは元本、利益とは果実

(4) 明瞭性の原則

わかりやすい財務諸表の表示

(5) 単一性の原則

財務諸表の作成の基礎となる会計記録は同一

(6) 継続性の原則

会計基準の適用は每期継続、期間比較の可能性

(7) 保守主義の原則

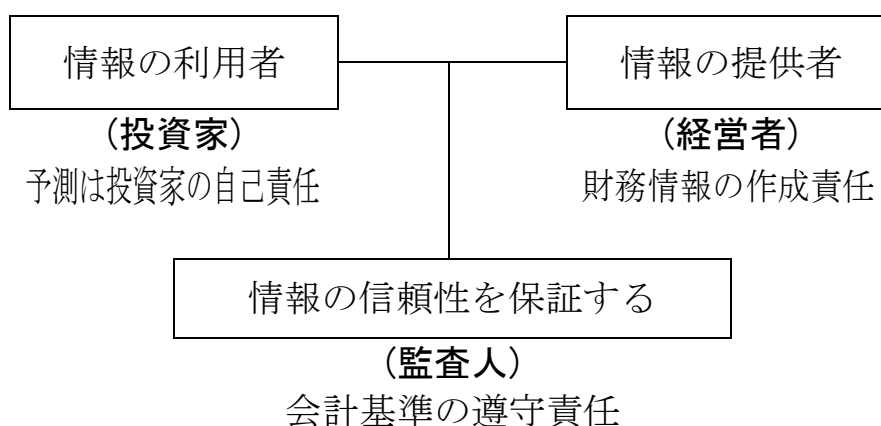
予想の利益は計上すべからず、予想の費用は漏らすべからず

(8) 財務諸表の目的

社会のシステムは、そのシステムの目的が基本的な性格を決めている。財務報告制度の目的は社会からの要請によって与えられるものであり、ここでは、投資家による**企業成果の予測**と**企業価値の評価**に役立つ**企業財務開示**にある。

従って、自己の責任で将来を予測し、投資の判断をする人々のために、企業の**投資のポジション(ストック)**とその**成果(フロー)**の開示が必要であり、投資家等と経営者の情報の格差の緩和を促進するところにディスクロージャー制度の存在意義がある。

(会計基準の遵守による社会的メリット)



会計基準の役割とディスクロージャー制度

投資家と経営者との間の**情報開示**を個々の**交渉(契約)**に委ねることなく、社会的に標準的な契約を一般化したものが**会計基準**である。

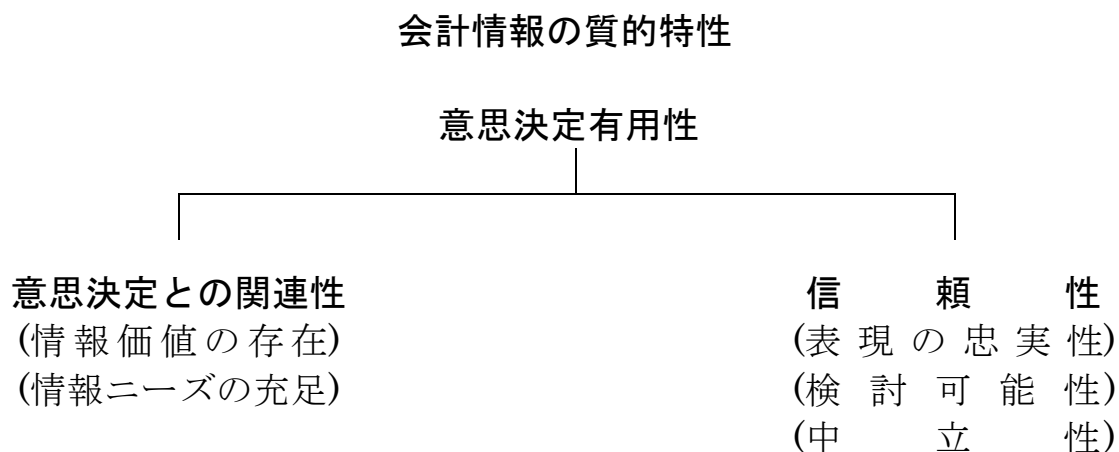
ディスクロージャー制度の主たる当事者は、情報を利用して企業に資金を提供する**投資家**、情報を開示して資金を調達する**経営者**、及び両者の間に介在し、**保証業務**を通じて情報の信頼性を高める**監査人**の3者を想定できる。この3者による役割は、**信頼性の向上**による**便益**と**コストの削減**を図ることができることである。

このような会計情報は、**配当制限(会社法)**、**税務申告(税法)**、**金融規則(自己資本比率規制など)**などの関連法規や政策等の規制においても**副次的にも利用**されている。

私は会計の最重要事項は、**受託責任(アカウンタビリティ)**及び**財産の保全**であると考える。会計基準は利用の有用性に片寄っている。

(9) 会計情報の質的特性

会計情報の質的特性は**意思決定有用性**である。
それは、情報価値としての意思決定との関連性、信頼性、整合性、比較可能性、等により支えられている。



(10) 財務諸表の構成要素

投資のポジション(財政状態)を表す貸借対照表と**投資の成果**(経営成績)を表す損益計算書に関する構成要素として、資産や負債、純資産、株主資本、包括利益、純利益、収益、費用を定義する。

(11) 資産の定義

過去の取引または事象の結果として、報告主体が**支配**している**経済的資源**をいう。**支配**とは経済的資源を利用し、便益を享受できる状態をいう。**繰延費用**と呼ばれてきたものでも**将来の便益**が得られると期待できるものは、資産の定義に反しない。

(12) 負債の定義

過去の取引または事象の結果として、報告主体が資産(支配している経済的資源)を**放棄**もしくは引渡す**義務**(その**同等物**、法律上の義務に準じるものを含む)をいう。

(13) 純資産

資産と負債から派生したものでその**差額**をいう。

(14) (10)～(29)は 37～39 頁

5. 会計制度と二つのフィルター

先に述べた会計観、会計公準等の各種のフィルターを経て真実な報告がもたらされる。

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 会社法（計算書類）
 （非上場企業の会計基準）
 経営者の受託責任
 会社の債務弁済能力</p> | <p>(2) 金融商品取引法（財務諸表）
 （上場企業の会計基準）
 会社及び企業集団の収益力
 投資のための情報開示</p> |
| <p>(3) 内部監査というフィルター</p> | <p>(4) 外部監査というフィルター</p> |

6. 会計監査のフレームワーク

(1) 会計監査の定義

経済活動や事象についての主張(assertion)である財務諸表に関して、判断基準(criteria)、会計基準、監査基準との間の合致の程度(degree of correspondence)を確かめるために、**独立監査人が客観的な証拠**を入手して、財務諸表を評価し、利害関係人に報告する作業である。

(2) 財務諸表監査としての会計監査

上記の定義を改めて述べると、**会計監査**とは、企業の公表する財務諸表が、一般に認められた監査基準に準拠して企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているか否かに関して、**独立の職業監査人が、一般に認められた監査基準に準拠して、証拠**を入手し、かつそれを評価し、その結果を財務諸表の利用者に対して報告する組織的な行為の過程である。

(3) 二重責任の原則と助言機能

- ① 財務諸表の作成者の責任（経営者）
- ② 第三者たる判定人の責任（監査人）
 自己証明は証明にあらず

(4) 監査人と独立性

- ① 二重責任の担保の要請
- ② 公正な判断の担保の要請

(5) 会計監査の限界 (本来、限界があってはならない?)

- ① 会計判断の相対性 (経営者の判断と監査人の判断の差異)
- ② 取引実態や事象や事実への監査人の関与の限界
- ③ 内部統制の差異及びリスクのレベル
- ④ 契約事項としての監査の限界

(6) 会計監査と不正発見機能

- ① 不正発見と監査人の責任
- ② 期待ギャップ
- ③ 会計数値監査と実態 (監査) とのズレ
- ④ 説明責任の解明レベル
- ⑤ 実態監査機能

(7) 虚偽表示と監査基準

- ① 監査基準の立場
- ② 職業的懐疑心
- ③ 不正発見と実務指針

(8) リスク・アプローチとフィルター

(9) 繰り返される会計不正と監査

(10) 会計監査のニーズの生成

- ① なぜ会計監査が必要か
- ② なぜ高額な報酬を払ってまで監査するのか
- ③ なぜ外部に監査をさせるのか
- ④ なぜ会計監査は社会的に必要なのか

(11) 監査の必要性の論理 (監査は利用者に立つべき?)

- ① 作成者と利用者の利害の相克
- ② 利用者にとっての情報の重要性
- ③ 監査行為の複雑性
- ④ 作成者と利用者の遠隔性

(12) リスク情報と保険

(13) 会計監査制度の依拠するところ

7. 会計監査の歴史

(以下、2008年2月 中央経済社発行 山浦久司著 会計監査論から)

(1) 起 源

文字に残された会計記録は紀元前4000年頃のエジプトに遡り、会計監査の起源もエジプト文明にまで遡る。世界各地において国家等公的な部門を中心に実施されていた。

(2) 職業会計人の発祥

イタリアでは13世紀以前

(3) 複式簿記

1478年 ドイツの大商人 フッガー家で採用

1494年 ルカ・パチョーリによる複式簿記の紹介書「スンマ」

(4) 会社制度の始まりと確立

1719年 イギリスの南海会社泡沫事件

1920年 フランスのミシシッピー・バブル事件

19世紀の会社法へ

(5) フランス

1807年 ナポレオン商法典が生まれ、合名、合資、株式会社を法律的に明示

1920～30年代の金融スキャンダルを通じて、監査役、監査手続の明示

1942年 認許会計士協会の発足

(6) ドイツ

他の欧州諸国並に13世紀頃から会社が設立されており、1585年宣誓帳簿監査士が認められた。

1861年ドイツ商法典において監査役会の明文規定が設けられる。

(7) イギリス

南海会社泡沫事件の前後から会計士の職業が発達して行った。

19世紀の中頃からデトロイト、クーパーブラザース、プライス・ウォーター・ハウス、ピートといった大会計事務所の前身が設立された。

(8) 19 世紀のアメリカ

1776 年独立後、欧州諸国に先立ち準則主義による会社法が取り入れられる。1880 年代イギリスの資本がアメリカの産業に投資されるとともに、**イギリスから多くの会計士が渡航**してきた。

アメリカの産業や金融において定期決算監査が行われ、アメリカ公認会計士協会が設立され、1896 年にはニューヨークで公認会計士法が制定される。

(9) 20 世紀のアメリカ

第一次世界大戦はアメリカを世界の大国に押し上げ、会計監査は広がりを見せるが、**1929 年の株価暴落**をきっかけに企業活動及び財務報告と監査の改善が問題になった。

1933 年証券法、1934 年証券取引法の施行により証券の発行市場と流通市場が整備され、1934 年に設置された SEC に提出する財務諸表に独立公共会計士の監査説明を付すことが要求された。

(10) E U

1984 年頃から会社法、法定監査の世界的統一の気運が高まる。

2000 年 6 月に、2005 年までに欧州のすべての上場企業に対し**国際会計基準**の適用を実施することを求める。

(11) 現代のアメリカ

1970、80 年代の「期待ギャップ」論争

(12) 国際化

(13) 今後の動き

(14) TAX heaven とグローバル時代の投資

Ⅱ. ディスクロージャー(開示)とは

- ①財政状態(B/S)、経営成績(P/L)及びC/F計算書と分析の開示
- ②リスク情報の開示
- ③コーポレートガバナンスの状況の開示
- ④会計方針等の変更、誤謬の訂正の開示

会計は、**事業の言語**であり、**企業の経営活動**を映し出す「鏡」である。会計制度の改革は、この鏡の変更を意味する。その結果、これまで映し出されてこなかった企業の実態が新たに映し出されたり、企業はよりよく映るような行動をとる可能性が高い。(ゼミナール現代会計－要約)

1. ディスクロージャー制度

(1) 計算書類（会社法）の開示

債権者保護の観点から、大会社か否か、公開会社か否か

(2) 有価証券報告書（金商法）の開示

投資者保護の観点から、上場会社等について開示を行う。

有価証券報告書、確認書、内部統制報告書、タイムリーディスクロージャー、インサイダー取引

(3) 自主的な開示と企業イメージ

ジョンソン&ジョンソン（1982年タイレノール事件）

鎮痛剤に何者かが青酸カリを投入

事件発生1時間後 TV ラジオ放送、服用中止

100億円以上かけて3,100万個の回収

会社をかけて対応

パナソニック（2006年温風機事件、2007年電子レンジ等）

一酸化炭素中毒 発煙事故 305万台回収

TVCM4.2万本 事故同型機以外の同設

チラシ6.9億枚 計品の回収

249億円

ライブドア事件（2006年）

証券取引法違反、東京地検特捜部 IT関連株の急落

1. 50億円の粉飾

(経常利益 \ominus 3億円 \rightarrow \oplus 53億円)

同時期に1,600億円の資金調達、代取が145億円の持株売却

2. 偽計、風説の流布、株価総額の低落
事件直前7,300億円 \rightarrow 1ヶ月後640億円

2. 米国における会計観の変遷

(1) 1941年 アメリカ公認会計士協会 (AICPA)

会計とは、少なくとも財務的性格を持つ取引や事象を、意味のあるやり方で貨幣額によって記録し、分類し、集計し、かつその結果を解釈する技術である。(計算システム)

(2) 1966年 アメリカ会計学会 (AAA)

会計とは、情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定することが可能なように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである。(情報システム)

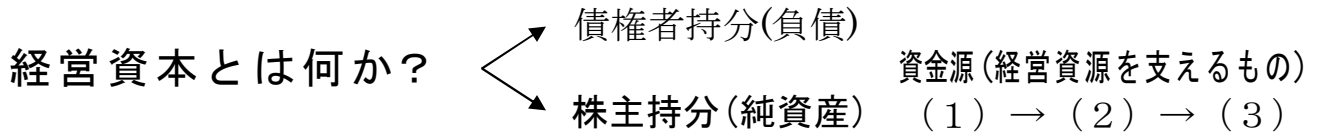
(3) 1978年 米国財務会計基準審議会 (FASB)

財務報告は、現在及び将来の投資家、債権者及びその他の利用者が合理的な投資、与信及びその他類似の意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない。(有用情報適用システム)

(4) IFRS と会計の変化

- ① **グローバル化**に伴う会計の世界基準、即ち**国際会計基準**は、**実物経済**から**マネー経済**へ企業活動の変化の産物である。
- ②それは、期間損益計算に基づく利益獲得過程の計算を重視している現在の会計、即ち、企業が過去にどれだけ利益(**過去の実現利益**)をあげたかを有用な財務情報としている伝統的な会計報告の変化である。
- ③そして、時価による利益の計算結果を重視する **IFRS の登場**は、従来の伝統的な考え方を会計の中心課題ではないとしたのである。
- ④**IFRS**においても、利害関係者に有用な意思決定情報の提供を財務報告の目的としていることには変わりはない。
しかし、**過去の利益の計算過程**を重視するよりも、将来どれだけの利益をあげる可能性があるかという**将来思考**とも言える方向で企業価値を判断しようとする**時価評価**を重視する傾向が強い。
- ⑤即ち、現在の財政状態を時価で表示する**貸借対照表**を重視する。

3. 経営資源の重点の変遷



何を重視して経済活動が行われているか。その結果、会計も変化する。

(1) 実物経済 (モノ作りの経済) …貸方経営資本 (例示)

株主から拠出された資本は、会社の生産的設備へ投資されて利益を獲得するということが想定されていた。実物中心の経済である。管理者は貸方資本の維持 (投資効果) を重視しなければならない。

(2) マネー経済 (金融財の経済) …経営資本の流動性化 (例示)

プラザ合意の頃から経済の中心が実物財から借方金融財へ移行する。金融財の比重の高まった経済社会では、「ボラティリティ」(価格の変動) と「フィージビリティ」(現金化可能性) を特性とする借方金融資産が重視される。それは、将来思考とリクイデーション (清算) 重視の経済である。

(3) 知的情報経済 (ベンチャービジネスの経済) …経営資本のベンチャー化 (ライブドア)

知識に対する資金の提供という図式である。知的ビジネスモデルによるアイデアを事業に創り変えるようなイメージで、人、ノウハウの経済活動が中心となる将来思考である。

(4) 会計の複眼思考と借方経営資源の変化

経営資源とそれを支える経営資本

(変化)	資産	負債	
	生産財	(他人資本→マイナス資産)	
	↓		
	金融財	純資産	(経営資本=資金)
	↓	(自己資本→差額概念)	
	知的財		

4. 旧商法会計から会社法会計へ

- (1) 明治 32 年に施行された商法は、大陸法系（成文法）の**債権者保護**（会社の純財産の維持）を法理念とするものであった。
- (2) それは**株式会社制度**（株主有限責任、株式譲渡の自由等）という資金調達（**直接金融等**）に有利な仕組みを提供すると同時に、銀行等の**間接資金提供者**の債権の保全という観点から**債権者保護**の必要性が生じた。
- (3) 戦後の昭和 25 年の商法会社編の改正は、**慣習法**の法思想に影響されたが、**債権者保護の計算理念**は変わらなかった。
- (4) しかし、平成 18 年に施行された**会社法**は、**情報提供機能の重視**と**債権者の自己責任**の観点から大幅に改正された。**グローバル化の進展**、**I T 技術の活用**などに伴う**時価基準の適用**や**利益分配の多様化**などの下、**情報提供機能**が重視されるようになった。
- (5) そのような事情を反映して、債権者保護という視点が薄れて、**利害関係者への情報提供に重点**が移り、次のことが設定されている。

- ①情報提供機能ーメディア、I T 等によるディスクロージャーの強化
- ②剰余金分配規制ー
- ③計算書類作成要件の強化ー

(6) 債権者保護から自己責任へ

資本の部(意味付けをしたもの)から純資産の部(計算上の差額)への変化
前頁の(1)→(2)→(3)とも関連

5. 会社法における資本の部から純資産の部への改正

(1) 従来は資本を、**払込資本金**と**獲得利益の留保**としてきた。

また、資産の部、負債の部、資本の部という区分ではあったが、特に資本の部の区分は大多数の賛同を得られたものではなかった。その理由は、経済活動の変化とともに負債と資本の関係が次第に区分しづらくなってきているという事実がある。例えば、

- ① 返済期限の定めのない永久債は、負債と言えるのか。経済実態として資本と比較してどのような差があるのか。
- ② 償還株式は社債とどこが違うのか。
- ③ 土地評価差額金や金融商品の時価評価損益は、株主への帰属という点で見るとどのように考えればよいのか。変動中の評価差額は、獲得利益とどのような違いがあるのか。
- ④ 連結財務諸表の少数株主持分は負債なのか、資本なのか。
- ⑤ 新株予約権は権利行使されれば資本となるが、権利行使されない場合は利益となり、負債(義務)とも資本(利益、持分)とも言えない。

今回の会社法の改正は、純資産の部について、従来の資本概念を**株主資本**という形で残しつつ、時価評価差額損益、繰延ヘッジ損益、少数株主持分などを**株主資本以外の項目**として区分し、両者を合わせて**純資産**とした。即ち、資本主の持分「**株主への帰属＝資本の部**」から、**資産と負債の差額「資産－負債＝純資産の部」**への変化である。

6. ビジネス・リポーティングによる開示

(1) ビジネスの概観

企業概況、経済産業環境、技術トレンド、環境問題

(2) 企業戦略

戦略の概要、ビジョン、ミッション、自社の強味、弱味、チャンス、脅威、事業ポートフォリオ、知的財産の開示

(3) 資源とプロセス

資源（資金、設備、組織、人材）、内部統制、戦略バランススコアカード、ガバナンスとリスク管理

(4) 業績の説明

7. 用語の解説

(1) 潜在株式

その保有者が普通株式を取得することができる権利や、普通株式への転換請求権等を付された証券であり、新株予約権、転換社債型新株予約権付社債、転換予約権付株式などをいう。

潜在株式が顕在化すれば一株当たり利益の希薄化を招いたり、配当負担が増えたり、株式の安定化比率が低下する。

「潜在株式調整後一株当たりの当期純利益」

(2) 確定給付年金

将来の受給額が予め確定している企業年金。

各事業年度末において、積立金の額が責任準備金および最低積立基準額を上回っている必要があり、不足した場合には追加拠出が求められる。そのため会社は運用リスクを負っている。

(3) 確定拠出年金

企業の拠出額が決まっているため運用実績により受給額が変動する。従って運用リスクは受給者に帰属し、企業は運用リスクを負わない。

従来制度から移行にあたっては、従来制度下での年金財政上の積立不足をすべて解消することが条件となっている。

8. 追加情報の注記について

(1) 定義（改正平成16年3月17日 日本公認会計士協会）

会計方針あるいは貸借対照表又は損益計算書等に注記すべきものとして規則等で具体的に規定しているもの以外の注記による情報をいい、**利害関係者**が企業集団又は会社の財務及び経営の状況に関して適正な判断を行う上で必要と認められる情報である。

- (2) 追記情報を記載するか否かは**監査人の判断**によるが、何を記載対象とするかは、経営者が財務諸表において開示した情報に限られる。**追記情報**には、継続企業の前提に係る重要な疑義に関する事項、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、および重要な後発事象などがある。**追記情報**は、もし経営者が必要な注記を行わないとしたら、不適正意見を表明するほどの著しい影響を財務諸表に与える事項などに限られるため、財務諸表を利用する際には特に注意が必要である。

（プロフェッショナル用語辞典から）

9. 後発事象に関する監査上の取扱い

(1) 定義（改正平成21年7月8日 日本公認会計士協会）

後発事象とは、**決算日の翌日以降に発生**した、会社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす会計事象である。後発事象は開示後発事象と修正後発事象に分類される。開示後発事象とは、発生した会計事象が当該事業年度の財務諸表には**影響**を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、重要性によって当該事業年度の財務諸表に注記を行う必要があるものである。一方で修正後発事象とは、決算日後に発生した会計事象ではあるが、実質的な原因が決算日現在においてすでに存在しているため、当該事業年度の**財務諸表に修正**を行う必要があるものである。

金融商品取引法においては、後発事象として上記の対応が必要なものは、有価証券報告書や四半期報告書の提出日までであり、それ以降は翌期の財務諸表において期中の会計事象として認識されることになる。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)

問題を読んで勉強して下さい。

問題1 (290)

「財務会計の概念フレームワーク」に基づき、次の各問に答えなさい。

問1 ディスクロージャー制度の存在意義と財務報告の目的について述べなさい。

問2 会計基準の役割について述べなさい。

〈基本問題〉

1. 企業会計原則の一般原則1 (真実性の原則) の内容を説明しなさい。
2. 企業会計原則の一般原則2 (正規の簿記の原則) の内容を説明しなさい。
3. 企業会計原則の一般原則4 (明瞭性の原則) の内容を説明しなさい。

1. ディスクロージャー制度は情報の非対称性を緩和する。(経営者の恣意性の監視)
2. 会計基準は、虚偽情報を排除するための最小限のルールである。
3. ディスクロージャー制度の当事者。
 - (1) 投資家—情報を利用して自己責任で企業を評価し、投資する。
 - (2) 経営者—投資家への必要な情報を責任をもって、開示する。
 - (3) 監査人—投資家の必要とする会計情報を経営者が適正に開示しているか否かを確認する。

問題 2	(295)
------	-------

「財務会計の概念フレームワーク」に基づき、次の各問に答えなさい。

- 問 1 会計情報に求められる最も基本的な特性は**意思決定有用性**であるが、この意思決定有用性を支える特性の一つとして**内的整合性**があげられる。この内的整合性について説明しなさい。
- 問 2 「財務会計の概念フレームワーク」において、純利益に独立した地位を与えている理由及び**純利益**の概念と**包括利益**の概念を併存させた理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 意思決定有用性の意味を説明しなさい。
2. 有用性を支える特性の一つとしての**意思決定との関連性**について説明しなさい。
3. 有用性を支える特性の一つとしての**信頼性**について説明しなさい。
4. 信頼性を支える**中立性**、**検証可能性**及び**表現の忠実性**について説明しなさい。
5. 有用性を支える特性の一つとしての**比較可能性**について説明しなさい。

1. 会計情報の最も基本的な特性は、不確実な企業成果を予測するための**意思決定有用性**である。
2. **関連性**とは意思決定目的に関連する情報である必要がある。
3. 会計情報が**信頼に足る**ものでなければならない。
4. 個別の会計基準に**整合性**のあること。
5. **時系列な比較**、**企業間比較**が可能であること。
6. **純利益**は長期に渡って投資家に利用されており、**包括利益**はB/Sの時価的情報と合致し、**純利益**を補完している。

Ⅲ. 四半期財務諸表に関する会計基準

(1) 設 定(平成 19 年 3 月 14 日 ASBJ)

上場会社等が四半期報告開示制度に基づいて作成する四半期財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2) 四半期会計期間

一事業年度(以下「年度」という。)が三か月を超える場合に、当該年度の期間を三か月ごとに区分した期間をいう。

(3) 期首からの累計期間

年度の期首から四半期会計期間の末日までの期間をいう。

(4) 四半期単位積上げ方式

四半期会計期間を一会計期間として三か月情報を作成し、各四半期会計期間の三か月情報を積み上げていく方式をいう。

(5) 累計差額方式

年度の財務諸表との整合性を重視して、四半期ごとに過去の四半期財務諸表を洗い替えて再計算することにより累計情報を作成し、三か月情報は当該四半期累計情報から直前の四半期の累計情報を差し引いて計算する方式をいう。

(6) 折衷方式

第 3 四半期の決算手続においては、中間財務諸表制度や中間納税制度との関係から、第 2 四半期までは累計差額方式で作成し、それに、四半期単位積上げ方式で作成した第 3 四半期の三か月情報を合算する方式をいう。

(7) 四半期財務諸表の範囲

B/S、P/L、C/F とする。

(8) 会計処理の原則と手続

四半期特有の会計処理を除き、年度採用の会計処理に準拠する。

(9) 四半期特有の会計処理

- ①原価差異の繰延経理（年度末解消差異のみ）
- ②税金費用（税引前四半期純利益に見積実効税率を乗じて計算可）

(10) 注記事項

- ①重要な会計処理の原則及び手続の変更
- ②表示方法の変更
- ③1株当たり四半期損益（潜在株式調整後を含む）
- ④簡便的な会計処理の採用
- ⑤1株当たり純資産額
- ⑥継続企業の前提
- ⑦季節変動
- ⑧重要な保証債務と偶発債務
- ⑨重要な企業結合、事業分離
- ⑩重要な後発事象

(11) 有価証券の減損損失の取扱い

年度決算において有価証券の減損処理を行った場合には、当該切下げ後の価額を翌期首の取得原価とすることになり、減損損失の戻入は認められない。

これに対して、四半期末に計上した減損損失については、継続適用を条件として、洗替え法と切放し法のいずれかの方法を選択適用できる。（適用指針4項、85項）

企業内容の開示に関する内閣府令

(1) 設 定(昭和 48 年 1 月 30 日 最終改正平成 23 年 9 月 30 日 内閣府令)

会計上の変更及び誤謬の改正に関する会計基準

(1) 設 定(平成 21 年 12 月 4 日 ASBJ)

会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計上の取扱い（開示を含む）を定めることを目的とする。

(2) 会計方針

財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

(3) 表示方法

財務諸表の作成にあたって採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

(4) 会計上の見積り

資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

(5) 会計上の変更

会計方針の変更、表示方法の変更及び会計上の見積りの変更をいう。過去の財務諸表における誤謬の訂正は、会計上の変更には該当しない。

(6) 会計方針の変更

従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。

(7) 表示方法の変更

従来採用していた一般に公正妥当と認められた表示方法から他の一般に公正妥当と認められた表示方法に変更することをいう。

(8) 会計上の見積りの変更

新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。

(9) 誤謬

原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤りをいう。

(10) 遡及適用

新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理することをいう。

(11) 財務諸表の組替え

新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように表示を変更することをいう。

(12) 修正再表示

過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。

(13) 包括利益

ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。

(14) その他の包括利益

包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分をいう。

工事契約に関する会計基準

(1) 設 定(平成 19 年 12 月 27 日改正 ASBJ)

工事契約に係る収益(工事収益)及びその原価(工事原価)に関し、施工者における会計処理及び開示について定める。

(2) 工事契約

仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものをいう。

(3) 工事契約に係る認識の単位

工事収益及び工事原価の認識に係る判断を行う単位をいう。工事契約という用語を用いる場合には、工事契約に係る認識の単位に属する範囲を指す。

(4) 工事契約に係る認識基準

工事契約に関して工事収益及び工事原価を認識するための基準をいい、工事進行基準と工事完成基準とがある。

(5) 工事進行基準

工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。

(6) 工事完成基準

工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。

(7) 工事収益総額

工事契約において定められた、施工者が受け取る対価の総額をいう。

(8) 工事原価総額

工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出の総額をいう。工事原価は、原価計算基準に従って適正に算定する。

(9) 原価比例法

決算日における工事進捗度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法をいう。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (120)

四半期財務諸表の性格付けについては、**実績主義**と**予測主義**がある。(1)両者の**意義**を述べた上で、(2)わが国の四半期財務諸表に関する会計基準が**実績主義**を**採用**した理由を4つあげなさい。

〈基本問題〉

1. 四半期連結財務諸表の四半期個別財務諸表への準拠性について述べなさい。
2. 四半期財務諸表の会計処理に関する継続性と首尾一貫性について述べなさい。

7. (1)実績主義の論拠—一事業年度も四半期会計期間も、いずれも企業の全存続期間の一部を構成する。従って四半期財務諸表も年度ベースと同じ原則によって作成すべきである。
(2)予測主義の論拠—投資者は四半期の会計情報を当該事業年度の経営成果の予測のために利用するであろうことを考慮して、一事業年度の構成部分として会計情報を提供すべきである。
(3)実績主義の採用理由
 - ①恣意的な判断の介入の余地の排除と計算手続の明確化
 - ②十分な定性的情報や前年同期比較により季節変動性を克服できる
 - ③実績主義の方が実務処理が容易である
 - ④カナダ基準等においても、予測主義には弊害があり、実績主義が望ましいとされている。

問題 2	(125)
------	-------

1. 四半期財務諸表に関する会計基準において認められている簡便的な会計処理について説明しなさい。
2. 四半期財務諸表の性格付けについて、実績主義を貫徹した場合には、売上原価や営業費用に関して繰延処理や繰上計上は認められないこととなる。しかしながら、四半期財務諸表に関する会計基準では、一定の条件を満たした場合には、継続適用を条件に、原価差額の繰延処理を、四半期特有の会計処理として認めている。その理由を述べなさい。

1. 簡便的な会計処理

- ① 一般債権の貸倒見積高の算定
- ② 実地棚卸省略
- ③ 棚卸資産の簿価切下げの会計処理
- ④ 原価差異の配賦方法
- ⑤ 減価償却費の算定における簡便的な会計処理
- ⑥ 税金費用の計算
- ⑦ 繰延税金資産の回収可能性判断
- ⑧ 重要性の乏しい連結会社の処理
- ⑨ 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去
- ⑩ 未実現損益の消去

2. 四半期特有の会計処理

(1) 見積実行税率による税金費用の計算

(2) 原価差異の繰延処理

より短い会計期間である四半期では、売上原価が操業度等により大きく変動し、売上高と売上原価の対応関係が適切に表示されない可能性がある。このため例外的に、財務諸表の利用者に対して将来の業績予測に資する情報を提供することができる。

尚、収益については、その認識及び測定に季節的変動を考慮した例外的な取扱いは設けられていない。

問題 3	(129)
------	-------

- 問 1 四半期財務諸表の範囲については、四半期株主資本等変動計算書を含める考え方と含めない考え方がある。(1)それぞれの考え方と(2)その論拠を述べ、(3)わが国の四半期財務諸表に関する会計基準が、いずれの考え方を採用しているか理由を付して述べなさい。
- 問 2 四半期損益計算書の開示方法を、その基礎となる考え方とともに 3 つあげなさい。
- 問 3 四半期決算手続の方式を 3 つあげ、それぞれについて説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 四半期財務諸表における、収益の認識と測定について述べなさい。
2. 四半期財務諸表における、費用の認識と測定について述べなさい。
3. 四半期財務諸表における有価証券の減損処理等に伴う評価損の計上と年度決算における当該評価損の取扱いとの関係について述べなさい。

1. (1)年度の財務諸表との整合性を踏まえ、含めるとする考え方
(2)3 表のみとし、株主資本に著しい変動があった場合にそれを注記すれば足りるという考え方
(3)四半期開示の適時性の観点から(2)の考え方を採用している
2. (1)四半期報告は年間の業績見通しの進捗度を示す情報を開示するという考え方から、期首からの累計期間を開示するという考え方
(2)収益動向を開示するという考え方に基づき、四半期会計期間のみを開示する
(3)(1)、(2)の両方ということで、(1)(2)ともに開示する(IFRS、我が国)
3. (1)四半期積上げ方式—3 ヶ月情報を作成し積上げている方式
(2)累計差額方式—四半期ごとに過去から洗替えて作成し、3 ヶ月情報は直前の四半期情報との差額とする方式
(3)折衷方式—第 2 四半期は固定し、それに第 3 四半期の 3 ヶ月情報を合算する方式

IV. 財務会計の変化と発展

- 会計の目的は？** 財務受託責任と会計情報有用性である。
投資のポジション(財政状態)と投資の成果(経営成績)を表す。
- なぜ会計が変化しているか？** 企業活動が変化しているからである。
簿記会計が発展しつつあるからである。

1. 財務会計の役割

- (1) 財務会計の役割とは、**企業の実態**を数値化することである。
- (2) 数値によって**企業活動を要約**する、正しい鏡のように映し出す。
- (3) 受託責任説では**信頼性**を、情報有用性説では**意思決定有用性**を重視。
- (4) 数値化に当たってのルールを明確にしたものが**会計基準**である。
- (5) この故に会計は**企業の言語**とすることができる。
- (6) **会計基準**は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に**公正妥当**と認められたところを要約したものである。

真実の記録

13世紀はじめ西洋と東洋の文化の接点として、物産の交易や十字軍の遠征による資金の調達のため商業や組合や金融が発達したイタリアで生まれた会計。商人たちが商売上の記録をして、それは時には証拠書類として(証拠として、誰かに見せるために) **裁判所に提出**された。

帳簿に証拠性を付与するために、帳簿の冒頭に十字架を書き、次いで記帳の最初に「**神の名において、アーメン**」と記述し、神に誓ってこの帳簿に嘘を書いていないことを自ら証明していたということである。

(歴史から学ぶ会計 渡邊泉著 H20.4 同文館出版から)

2. 会計の必要性

事業をするためには資金（財産）が必要である

①事業をする人は資金が要る

②資金の提供者をさがす

⑤経営資源を調達する
仕入資金
店 舗
備 品

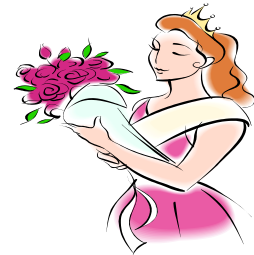
③資金を貸す
借入金
社 債



④資金を出資する
資本金
出資金



(借 方)



(貸 方)

資金の提供者のために財産の真実の報告が必要である

B/S (貸借対照表)・・・財産計算

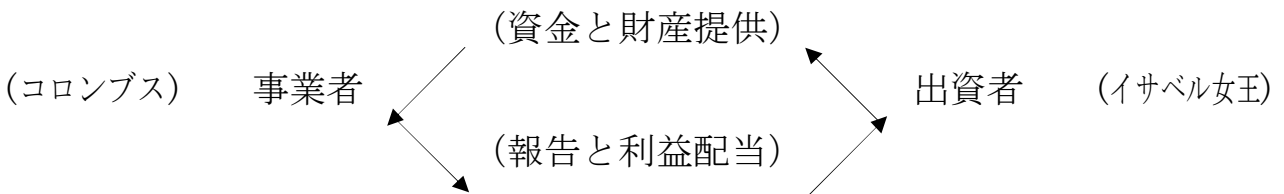
現預金	×××	借入金	×××		
店 舗	×××	社 債	×××		
備 品	×××	(外部資本計	×××	外部資金	
		資本金	×××		
		(自己資本計	×××	内部資金	
経営資源	(資産合計	×××	(負債・資本合計	×××	資金調達

(事業者がお金を使っている状況)

(資金提供者が資金提供している状況)

3. 事業活動による損益と財産の真実の報告が必要である

	P/L (損益計算書) …損益計算		B/S…財産計算
(顧客)	売上	×××	現預金、売掛金 商品、買掛金
(仕入先)	仕入	×××	
(従業員)	人件費	×××	
(経費)	物件費	×××	
(借入利息)	支払利息	×××	
	損益	×××	純財産



複式簿記（複眼思考）とは財産と損益

一つの事象や事柄を両面（借方と貸方）で見る

借方・財産（資本－負債）と貸方・資本（利益の増減）で見る

経済学の祖アダム・スミスは国富論（富の形成）において.....
 一国の富（価値）は貨幣の量にあるのではなくて、「貨幣で買えるもの、商品すなわちその国の土地、労働の年々の生産物である」と言っている。
「富は貨幣」というのは「俗論」であり、ほんとうの富とは「生活における必需品と便益品」であるとしているのである。
 そして、「消費こそが、あらゆる生産活動の唯一無二の目標であり、目的である。そして生産者の利益は、消費者の利益を増進させるのに必要な範囲でのみ、配慮されるべきである。」制約を破棄して**「自由放任」の政策**をとることが、消費者の利益を守ることに通じると言っている。

4. [討議資料] 財務会計の概念フレームワーク

(1) 討議資料（平成 18 年 12 月 ASBJ 企業会計基準委員会）

概念フレームワークは、企業会計の基礎にある**前提や概念を体系化した**ものである。財務諸表の利用者、基準の解釈、基準の開発に基本的な指針を与えるものである。いわば我が国に**会計観**といったものである。我国の様々な会計基準についての概念的な基礎を提供するための努力の一貫として、ASBJ が国際的な共通の概念フレームワークに向けた共同プロジェクトへの議論の参加等を目指すために、これまで行ってきた議論の結果を公表したものである。

(2) 会計基準を取り巻く環境

環境とは、財務報告を取り巻く現在の**制約要因**である。制約要因とは、**ビジネス環境**、市場慣行、投資家の情報分析能力、法の体系やそれを支える基本的な考え方など**社会的な価値判断**である。今日ではこれらの制約要因は世界的に均質化が進んでおり、特にビジネス環境では、財、サービス、マネー、人材、アイデアなどの国際化が進み、**共通のルール**が形成されつつある。その一環で、会計基準についても**国際的な収れん**が進められている。

従来は企業会計原則が、概念フレームワークの役割を果たしていたと考えられるが、充分とは言えなかった。

5. 資産・負債アプローチと収益・費用アプローチ

概念フレームワークは、**資産・負債中心の会計観**である**資産・負債アプローチ**をとっている。これは**企業会計原則**が伝統的に立脚してきた**収益・費用アプローチ**と対比される。

収益・費用アプローチでは、費用配分や収益費用対応の**手続**が重視された。その結果、**資産、負債とは認めがたい擬制項目**が**B/S**に混入する反面、**ファイナンスリース**などの**資産負債がオフバランス**に放置されていた。

また、**事業と直接関係のない金融資産**など**時価こそが目的適合性を有する評価**と考えられるものが**取得原価**で評価されてきた。

これらの問題点を解決し、**B/S**の**妥当性を回復する推進力**となるものが**資産・負債アプローチ**である。その結果、**企業会計原則**では**念頭**になかったような**包括利益の概念**も**明確化**された。

6. 当期純利益

当期純利益とは、

「**実現**」概念に代わって導入された「**リスクからの解放**」概念に基づく概念である。その**当期純利益**を**包括利益**と並列的に表示すべきとするのが日本と米国の立場(概念フレームワーク)である。

日米においては、**当期純利益**は最も重要な利益概念として実務に深く密着しており、**株価形成との強力な関連性**もあることを理由に**当期純利益の測定と表示を欠くことのできない概念**としている。

包括利益計算書は、**当期純利益**に加えて、**その他の包括利益**を記載することで**結論(ボトムライン)**としての**包括利益**の**計算過程**を示す**計算書**である。

その他の**包括利益**とは、例えば、**その他有価証券評価差額金**、**繰延ヘッジ損益**、**為替調整勘定**があげられる。

7. 資本と純資産

IFRSでは**資産から負債を控除して純資産(資本)**とする。

日本ではその**純資産**が二分され、**株主資本**と**株主資本以外の純資産**、即ち**評価換算差額**、**新株予約権**、**少数株主持分(連結財務諸表)**に区分されている。

以上は**会計情報の利用の有効性**、どちらかと言うと**技術面**を述べているので、**会計の最重要な役割**、**受託責任(アカウンタビリティ)**の重要性を忘れてはならない。

8. 貸借対照表

貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない(「原則」第三の一)

(1) 貸借対照表能力

(2) 貸借対照表評価

(3) 貸借対照表の報告原則

9. 損益計算書

損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない(「原則」第二の一)

10. 収益・費用アプローチと実現主義

日本の会計原則(会計基準)において、かつて時価会計や減損会計が適用されなかったのは、時価や回収可能性がどうであれ、実現しない損益を排除するためであった。

日本の会計基準は収益から費用を差引いて利益を計算する利益の獲得過程の計算を重視する考え方であったためである。

包括利益は B/S 重視で計算し、利益とは財産の増減ととらえ、純財産の増減で利益をとらえる。

概念フレームワーク（6 頁から）

(10) 株主資本とその他の純資産

純資産のうち所有者である株主(連結財務諸表の場合には親会社株主)に帰属する部分を**株主資本**と言い、評価換算差額、新株予約権、少数株主持分(連結財務諸表)を**その他の純資産**という。

(11) その他の包括利益

特定期間における**資本取引以外の純資産の変動額**をいう。報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との**直接的な取引**によらない部分をいう。

(12) 純利益

特定期間の期末までの期間中に、リスクから解放された(実現した)**投資の成果**であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。

純利益は、純資産のうちもっぱら株主資本だけを増減させる。

企業の**投資の成果**は、最終的には、投下した資金と回収した資金の差額にあたる**ネット・キャッシュ・フロー**である。

(13) 純利益と包括利益との関係

純利益と包括利益は次の算式によって計算される。

①投資のリスクから解放されていない(未実現)部分

②過年度の包括利益のうち、当期中に投資のリスクから解放された部分（リサイクリング）

③少数株主損益

$$\text{純利益} = \text{包括利益} - ① + ② (-③) \quad (\text{連結財務諸表の場合})$$

$$\text{包括利益} = \text{純利益} + ① - ② (+③) \quad (\quad \quad \quad // \quad \quad \quad)$$

(14) キャッシュフロー

(15) リサイクリング

(16) 収益

(17) 費用

(18) 純資産と株主資本

(19) 純利益と包括利益の並存

(20) 認識と測定

① 認識

定義を充足した構成要素が財務諸表に計上されるタイミング(認識の契機)であり、認識とは財務諸表に計上することをいう。

② 認識の契機

③ 認識に求められる蓋然性

④ 財務諸表に計上される諸項目に貨幣額を割り当てることをいう。

⑤ 資産の測定

⑥ 取得原価

⑦ 市場価格

⑧ 購買市場と売却市場

⑨ 再調達原価

⑩ 正味実現可能価額

⑪ 割引価値

⑫ 利用価値

⑬ 負債の測定

⑭ 収益の測定

⑮ 費用の測定

(21) 資産の測定

(22) 市場価格

(23) 正味実現価額

(24) 利用価値

(25) 負債の測定

(26) 割引価額

(27) 収益の測定

(28) 費用の測定

(29) 投資のリスクからの解放

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)

問題を読んで勉強して下さい。

問題1 (2)

- 問1 貨幣的測定の公準の意義を述べた上で、企業会計において**貨幣単位による測定**が行われる理由を説明しなさい。
- 問2 今日の企業会計において、(1)期間損益計算を行うことが前提とされている理由及び(2)期間損益計算と関連させて、**真実性の原則**の意味する**真実性が相対的**とならざるを得ない理由を述べなさい。
- 問3 企業会計原則の一般原則の1つである真実性の原則は、「包括規定であると同時に委任規定である」といわれることがある。その理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 会計公準を3つあげ、それぞれについて説明しなさい。
2. 真実性の原則の内容について説明しなさい。
3. 真実性の原則の意味する真実性が相対的とならざるを得ない理由を3つあげ、それぞれについて説明しなさい。
4. 全体計算（口別計算）と期間損益計算について説明しなさい。

1. 公準とは計算の仮定（前提）である。
2. 貨幣経済社会の価値は貨幣で測定された価額となる。（測定尺度）
3. 企業情報の適時性の要請のため人為的に区切り期間計算を行う。
4. 期間計算は減価償却など（主観的な）見積等が介入せざるを得ない。
（期間計算のもたらす諸仮定）
5. No.1～4の諸仮定による計算は相対的真実（厳密な客観性はない）となる。
6. 真実性の原則は最高原則であるが、それ自体で成り立たず他の諸原則の公正妥当性に依存する。（委任、依存規定）